すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、
共に生きる安心と活力の福祉コミュニティの実現

# 東大阪市 第６期 地域福祉活動計画
# スクラム’２３
## （概要版）

平成 31 年(2019 年)４月
社会福祉法人　東大阪市社会福祉協議会

〒577-0054 東大阪市高井田元町１丁目２番３号
ＴＥＬ：０６－６７８９－７２０１
ＦＡＸ：０６－６７８９－２９２４
http//www.heartnet-hoshakyo.org
Ｅ-mail：hosi01@cap.ocn.ne.jp

## 第１章　地域福祉活動計画の基本的な考え方

東大阪市第４期地域福祉計画および「新・地域福祉活動計画スクラム’１８」（以下、「スクラム’１８」）策定から 5 年が経過しました。今回の地域福祉活動計画（以下、本計画）策定にあたっては、両計画の特徴を考慮しながら、行政と社会福祉協議会が連携して策定しています。

本計画の意義について、「スクラム’１８」から継承される考え方（基本理念）を基に、地域福祉活動を取り巻く今日的課題に対応するため、本計画の特徴を整理します。

### １．地域福祉活動計画の基本理念

「すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、
共に生きる安心と活力の福祉コミュニティの実現」

### ２．社会福祉を取り巻く今日的課題

住民に身近な圏域において地域住民等が地域生活課題を他人事ではなく「我が事」として主体的に把握し解決を試みることができる環境を整備し、また、地域生活課題に関する相談を「丸ごと」受け止める包括的な支援体制が求められています。

## 3．これからの地域福祉活動計画

「直接的専門的支援の必要性」と「デマンド・問題意識の有無」のマトリクスで考察する

### 今日的福祉課題に対するソーシャルワークの役割・機能

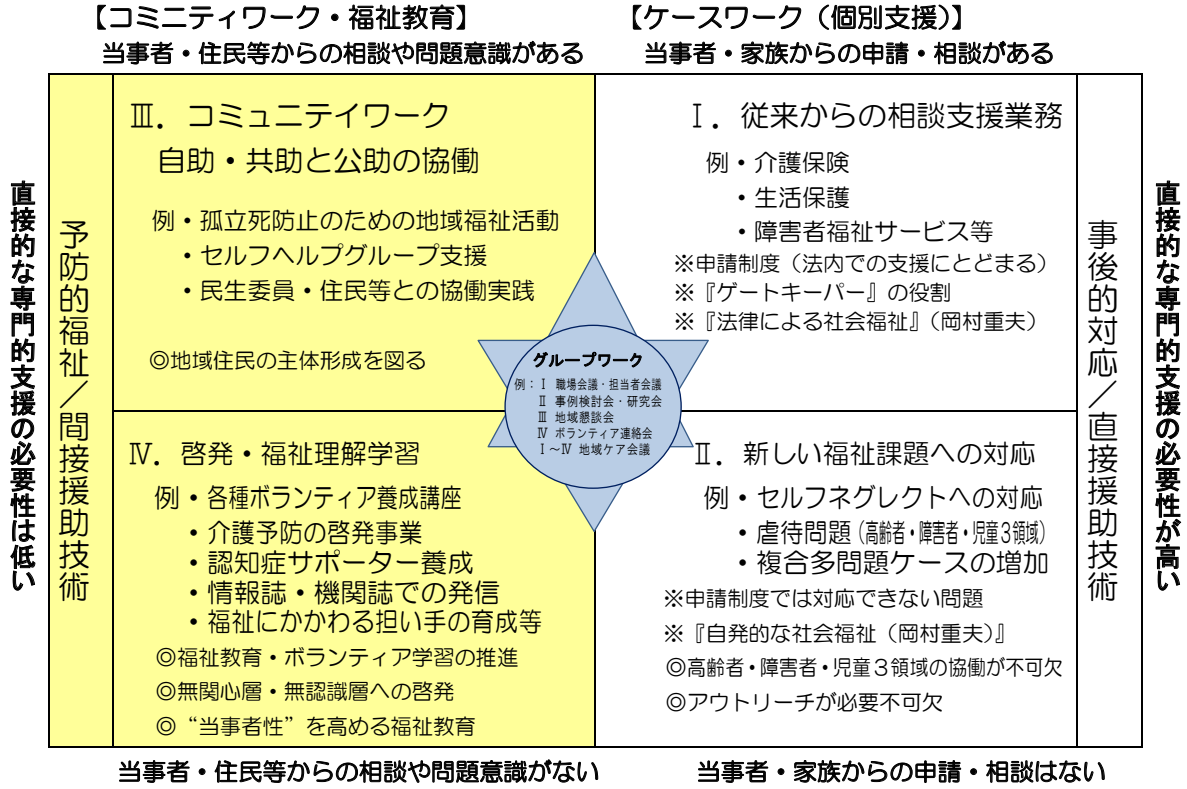


【出典】月刊福祉 2014 年５月号「今日的福祉課題に対する社会福祉･地域福祉の役割（新崎国広）」の図に修正･加筆

従来は、Ⅰ～Ⅳまでの各領域内で支援が、各対象ごとの縦割りで行われていたり、事業や活動ごとに、個々別々に実践されてきた状況があります。

本計画では、今後、より一層の地域福祉の推進を図るために、Ⅰ～Ⅳまでの各領域内での対応にとどまらず、Ⅰ～Ⅳの領域を総合的・往還的に対応していくための「地域福祉実践モデル（顔の見える関係づくり）」に重点をおいて本計画を作成しました。

## 4．計画の期間

| 平成 26 年度（2014 年度） ～ 平成 30 年度（2018 年度） | 平成 31 年度（2019 年度） ～ 5 年度（2023 年度） | 6 年度（2024 年度）～ |
|---|---|---|
| 新・地域福祉活動計画 スクラム’１８ | 東大阪市第６期地域福祉活動計画 スクラム’２３ | 次期計画 |

# 第２章　地域に必要とされる社会福祉協議会をめざして

本計画策定にあたっては、地域共生社会の実現を目指し、「公助＋共助＋自助・近助」の協働参画型による支え合いの具現化を進めていくために、「東大阪市らしさ(地域特性)」を活かした、地域福祉ネットワーク推進会議や地域別ケア会議などの「顔の見える関係づくり」を強化し、東大阪市社会福祉協議会の総合力を活かして、様々な方々の参画を得て構想・計画策定を行ってきました。

今回の本計画の最大のテーマは、相互実現型自立を目指す高齢・児童・障害者といった分野を超えた「顔の見える関係づくり」です。今回の東大阪市地域福祉活動計画の具体的な計画を通して、地域福祉の推進のために今後５年間で各分野を越えた総合的に本計画を実体化させていきたいと考えます。このような仕組みのイメージ図が次のページの概念図です。

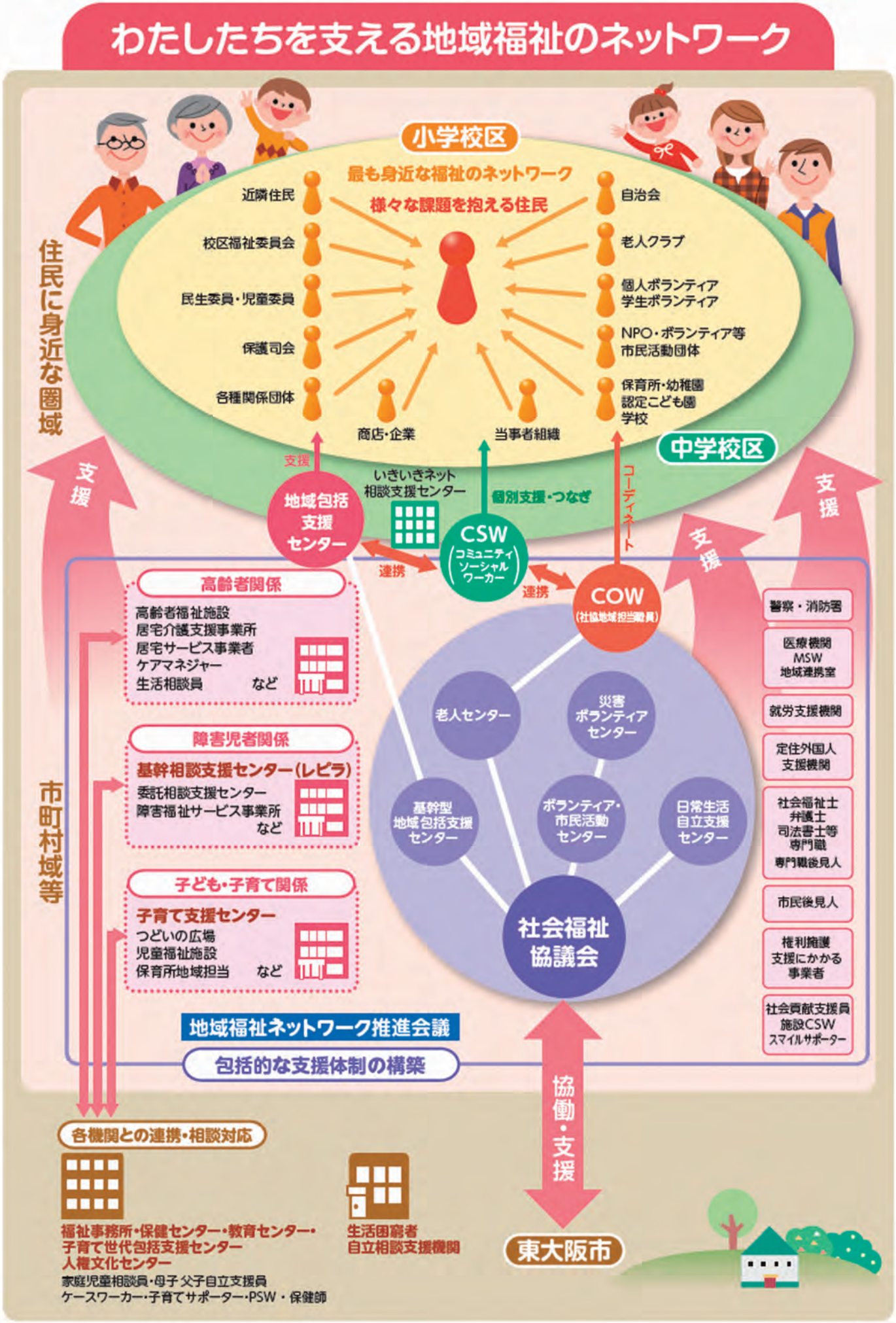
わたしたちを支える地域福祉のネットワーク
小学校区
最も身近な福祉のネットワーク
様々な課題を抱える住民
近隣住民
校区福祉委員会
民生委員・児童委員
保護司会
各種関係団体
自治会
老人クラブ
個人ボランティア
学生ボランティア
NPO・ボランティア等
市民活動団体
保育所・幼稚園
認定こども園
学校
商店・企業
当事者組織
中学校区
住民に身近な圏域
支援
支援
支援
支援
いきいきネット
相談支援センター
地域包括
支援
センター
個別支援・つなぎ
コーディネート
CSW
(コミュニティ
ソーシャル
ワーカー)
連携
連携
COW
(社協地域担当職員)
高齢者関係
高齢者福祉施設
居宅介護支援事業所
居宅サービス事業者
ケアマネジャー
生活相談員　など
障害児者関係
基幹相談支援センター(レピラ)
委託相談支援センター
障害福祉サービス事業所
など
子ども・子育て関係
子育て支援センター
つどいの広場
児童福祉施設
保育所地域担当　など
市町村域等
老人センター
災害
ボランティア
センター
基幹型
地域包括支援
センター
ボランティア・
市民活動
センター
日常生活
自立支援
センター
社会福祉
協議会
警察・消防署
医療機関
MSW
地域連携室
就労支援機関
定住外国人
支援機関
社会福祉士
弁護士
司法書士等
専門職
専門職後見人
市民後見人
権利擁護
支援にかかる
事業者
社会貢献支援員
施設CSW
スマイルサポーター
地域福祉ネットワーク推進会議
包括的な支援体制の構築
協働・支援
各機関との連携・相談対応
福祉事務所・保健センター・教育センター・
子育て世代包括支援センター
人権文化センター
家庭児童相談員・母子父子自立支援員
ケースワーカー・子育てサポーター・PSW・保健師
生活困窮者
自立相談支援機関
東大阪市

## １．地域懇談会から見えた課題

本計画策定の参考とするため、市民の方々や事業所・団体等の専門職の方々による地域懇談会を実施しました。

声かけ活動や見守り活動など地域での助けあいをしている市民、事業所や福祉に関わる機関で地域に根ざした活動を行っている専門職など、市の地域福祉を取り巻く人々が集結して、地域福祉について普段感じていることや、さまざまな専門職の連携のあり方等について意見交換を行いました。

開催概要

**■開催日時**：平成３０年(2018 年)８月３１日、９月６日、９月７日
（いずれも午後１時 30 分～午後３時 30 分）

**■参 加 者**：各地域における校区福祉委員会、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、高齢・障害・子ども各福祉分野の事業所、小中学校の教職員・保育士、公募市民など
（ファシリテーター）ＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）、社協ＣＯＷ（地域担当職員）

**■グループ**：市内の各リージョン区から、地域福祉にかかわりのある参加者各 10 名程度を１グループとして、8/31・9/6 は４グループ、9/7 は６グループを編成

**■進行内容**：①基調講演
②大きな２つのテーマでのグループ討議
③発表・まとめ

**■討議内容**：●テーマⅠ：「防災とまちづくり」
・昨今の地震や西日本豪雨の発生について
・防災に関するそれぞれの思いを寄せ書き風に記載して共有
●テーマⅡ：「地域協働」　～多職種連携の新たな構築に向けて～
・今後、地域で協働のまちづくりをどのように進めるかについて
・「できそうな担い手」、「できそうな取り組み」への気付きについて

**●開催日とグループ編成**

| 開催日 | 参加リージョン区 | | グループ数 | 参加人数 |
|---|---|---|---|---|
| 8/31 | Ａ・Ｂ | 東地域 | 4 | 47 |
| 9/6 | Ｃ・Ｄ | 中地域 | 4 | 41 |
| 9/7 | Ｅ・Ｆ・Ｇ | 西地域 | 6 | 63 |

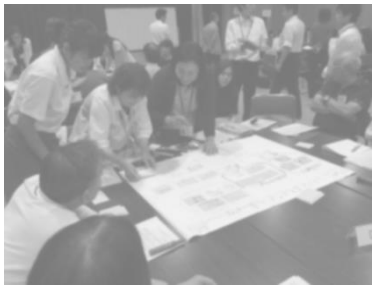

# 第３章　アクションプラン

地域における、「公助」、「共助」、「自助・近助」の考え方を基底に、地域社会、住民、行政、事業所等の福祉に係る関与者すべてのネットワーク構築により、「東大阪市第５期地域福祉計画」を具体的に取り組んでいくために、東大阪市社会福祉協議会は「東大阪市第６期地域福祉活動計画」として、次のようなアクションプランを展開します。

以下の内容は、策定委員会や職員プロジェクトチーム会議、地域懇談会等における意見交換やアイデア創出を経て、検討・整理したものです。

実践的な活動計画として取り組んでいくため、中核となる社会福祉協議会による実効性あるアクションプランとしてまとめあげています。

| 「東大阪市第６期地域福祉活動計画 スクラム’２３」の体系 | |
|---|---|
| **基本目標Ⅰ　つくろう！福祉のこころと集える場** | |
| 重点方針 | （１）福祉の学習や研修を充実します<br>（地域福祉意識の向上） |
| | （２）社会福祉協議会の総合性を活かして機能を拡充します<br>（多世代が集う場づくり） |
| | （３）地域福祉のプラットホームを活性化します<br>（ボランティア、NPO などの活性化） |
| **基本目標Ⅱ　ひろげよう！福祉活動とネットワーク** | |
| 重点方針 | （４）地域活動団体の連携・協働を推進します<br>（地域福祉活動の拡大と浸透） |
| | （５）身近な地域での活動を充実します<br>（地域福祉ネットワークの強化） |
| **基本目標Ⅲ　まもろう！地域力による防犯と防災** | |
| 重点方針 | （６）災害時など緊急時に支えあう体制を推進します<br>（災害に強い福祉のまちづくり） |
| | （７）市民の主体的な活動参加を支援します<br>（安全・安心な福祉のまちづくり） |
| **基本目標Ⅳ　ささえよう！地域生活と福祉ニーズ** | |
| 重点方針 | （８）気軽な相談から専門的な相談まで支援します<br>（包括的な相談支援体制の整備） |
| | （９）サービスや情報の提供を充実します<br>（適正な福祉サービスと情報の提供） |
| | （10）権利擁護の取り組みを強化します<br>（隙間のない支援体制づくり／成年後見制度の利用促進） |

※（　）内は「東大阪市第５期地域福祉計画」における表記

## 基本目標Ⅰ　つくろう！福祉のこころと集える場

### 重点方針（1）　福祉の学習や研修を充実します

支えあうこころを育て、深め、実践していくため、市民と教育機関との協働、地域の人材育成、社会貢献に関する活動を推進します。

本計画を普及するとともに、地域福祉活動への関心を高め、支援が必要な人について理解する機会を充実していきます。

●教育・就労含めた地域生活課題への取り組み
●支援が必要な人への理解、福祉活動の促進

### 重点方針（2）　社会福祉協議会の総合性を活かして機能を拡充します

基幹型地域包括支援センターとしての機能を強化します。社協ＣＯＷやＣＳＷ等を核に、地域における多職種の連携を図り、ボランティア等の地域の人材を発掘・育成して組織化して、支援が必要な人の支援や地域生活課題の解決に取り組みます。

### 重点方針（3）　地域福祉のプラットホームを活性化します

ボランティアおよびＮＰＯや市民活動団体など、地域福祉に関わる人材・組織の相互の連絡・調整を図り、地域資源を活用した福祉拠点づくりをすすめ、地域福祉のプラットホームを充実します。

民生委員・児童委員、ＰＴＡ、子ども会など、地域の組織的な活動を基盤とした活動を推進します。

## 基本目標Ⅱ　ひろげよう！福祉活動とネットワーク

### 重点方針（4）　地域活動団体の連携・協働を推進します

地域におけるさまざまな活動団体の連携・協働を支援し、地域コミュニティやネットワークを拡大します。

高齢者、障害者、子ども、孤立している人、その他支援が必要な人の見守り、居場所づくり、社会参加の促進により、支えあいの体制づくりを図ります。

### 重点方針（5）　身近な地域での活動を充実します

社会福祉協議会が地域福祉推進の中間支援組織として、身近な地域での交流機会を充実し、連携や協働による活動を積極的に推進します。

日頃からの地域における住民同士および専門職や団体等の「顔の見える関係づくり」が拡充していくように支援します。

## 基本目標Ⅲ　まもろう！地域力による防犯と防災

### 重点方針（6）　災害時など緊急時に支えあう体制を推進します

地域における福祉の防災力を強化するため、災害時・緊急時を想定した備えや訓練の必要性を啓発しつつ、実践と普及を図ります。

災害ボランティアセンターの機能強化、避難行動要支援者への支援、普段からの見守りネットワーク等、地域ぐるみの防災・防犯に関する活動を推進します。

## 重点方針 （7） 市民の主体的な活動参加を支援します

市民のための安心・安全なまちづくりをすすめ、自助・共助、地域連携による活動を充実します。

地道な活動から大勢が集まる行催事まで、さまざまな地域福祉活動を支援し、助けあい・支えあいの輪を隣近所から地域、広域へと拡げていきます。

# 基本目標Ⅳ　ささえよう！地域生活と福祉ニーズ

## 重点方針 （8） 気軽な相談から専門的な相談まで支援します

身近な相談から、虐待や生活困窮等、複合的で深刻な相談までニーズに応じた相談対応を図ります。社協の連携力を活かしつつ、多種多様な相談機能のネットワークを支援し、総合相談窓口の拡充による生活支援への円滑な対応をめざします。

## 重点方針 （9） サービスや情報の提供を充実します

公的な福祉サービスやインフォーマルな福祉サービス、福祉関連のコミュニティ・ビジネスやボランティア活動など、地域福祉に係る制度やサービス、情報の提供を充実します。

適正な評価に基づくサービス提供体制のもと、各種媒体の発行・発信など情報を集約し迅速に提供できる仕組みづくり、地域福祉のリーダー育成研修等の仕掛けづくりに取り組みます。

## 重点方針（10） 権利擁護の取り組みを強化します

サービスの対象から漏れやすい人の権利を守るため、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）等の専門的支援を強化し、市民への啓発を推進します。また、地域包括支援センターによる高齢者の権利侵害の予防体制を充実します。

さらに、判断能力が不十分な人への日常生活自立支援事業による円滑な支援体制や、成年後見制度の周知による利用促進、市民後見人の活動支援による市民参加の増進に取り組みます。